

平成29年度 第1回
福生市まちづくり景観審議会
議事要旨

日時：平成29年7月12日（水）13：30～

場所：福生市役所 第1棟 4階庁議室

平成 29 年度 第 1 回まちづくり景観審議会 議事要旨

日時：平成 29 年 7 月 12 日（水）13：30～

場所：福生市役所 第 1 棟 4 階庁議室

（出席者）

福生市長：加藤育男

委員：石毛和夫、青海俊伯、鶴野有理恵、近藤富代子、日野さよ子、天野久徳、
野村亮、小椋祥司、新井勝紘

事務局：鳥越裕之、田村満利、山崎俊一郎、永澤直人、関塚しのぶ、関谷貴浩

（議案）

議案 1 景観重要資源の指定について

（概要）

- 1 職員紹介
- 2 市長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 議事

・「景観重要資源の指定」について

景観重要資源の指定について、候補地である熊川分水の開渠部分のうち 9 箇所地権者から同意を得られた。福生市まちづくり景観条例第 11 条第 2 項の規定により福生市まちづくり景観審議会への諮問を行う。

【指定概要】

指定箇所合計延長：約 449m（熊川分水延長の約 21.6%、開渠部分合計延長 1,125m の 40% に相当）

【指定箇所所在地】

- | | |
|-----------------|----------|
| ①熊川 1028 番地ほか | 延長約 50m |
| ②熊川 693 番地 7 ほか | 延長約 25m |
| ③熊川 700 番地ほか | 延長約 133m |
| ④熊川 654 番地 2 ほか | 延長約 65m |
| ⑤熊川 341 番地 2 | 延長約 17m |
| ⑥熊川 298 番地 1 ほか | 延長約 41m |
| ⑦熊川 305 番地 1 ほか | 延長約 37m |

⑧熊川 1 番地ほか 延長約 65m

⑨熊川 47 番地 2 延長約 16m

審議終了後は所有者へ指定通知の発送、測量による指定面積の確定、固定資産税減免手続きへと進む。市道に接する部分は別途 20 年間の無償使用協定の締結をお願いする。

・主な質疑及び意見

(委員)

熊川分水はすべて個人の所有地か。

(事務局)

→一部を除きほぼ民有地である。

(委員)

20 年の無償使用協定期間満了後の対応はどのようなものか。

(事務局)

→期間満了前に協議のうえ、改めて協定を締結することになっている。出来る限り保全をしていきたい。

(委員)

所有者が変わった場合はどうなるのか。

(事務局)

→長期に渡る契約のため、世代が変わることも想定し、次の代の方にもお話をする努力をしている。

(委員)

既に暗渠となっている部分を開渠に戻すことはあるのか。また、今回の指定はどのような形で表示されるのか。

(事務局)

→開渠化については所有者からの希望があれば技術的・費用的な支援を検討したい。

案内板の設置については、来年度の予算計上を検討している。設置箇所や案内板自体をどのようなものにするかについても検討していく予定である。危険な場所には多摩産材を使った木柵の設置も検討していきたい。

(委員)

指定する土地の面積はまだ確定していないのか。

(事務局)

→既に無償使用契約を結んでいる箇所以外はまだ確定していない。今後測量により確定し、固定資産税の減免の手続きを進めていく。

(委員)

測量には隣接の方も立ち会うようだが、もめるようなこともあるか。

(事務局)

→可能性はある。

(委員)

固定資産税の減免はどこまでの範囲となるのか。

(事務局)

→あくまで分水の部分だけの減免となる。現場の状況により多少差は出てくる。

(委員)

今後分水を保全していくうえで、空石積みは景観上重要な要素だと思うが、技術的なことはどのように考えているのか。

(事務局)

→施工会社や工法に関する情報収集に努めていく。他市の事例も参考にしたり、費用的な支援の検討も進めていく必要があると考えている。

(委員)

景観重要資源の指定後も管理の責任は所有者となるのか。

(事務局)

→20年の無償使用契約を締結しているところは市が維持管理をしていく。それ以外は原則所有者の管理となる。

(委員)

熊川分水を景観重要資源に指定したことが、市外の人にも伝わるのが重要ではないか。

他県では観光資源としてPRしている例もあるが、市の今後の方針はどうか。

(事務局)

→まずは暗渠化を止めることが喫緊の課題であると考えている。保全の環境を整えてから市の資源としてのPRを考えていきたい。

(委員)

片倉跡地の中についても検討していくとよいのでは。

(事務局)

→片倉跡地は東京都の所有地であるが、まだ使用目処が決定していない。現在は消防署の建替えに伴う仮庁舎を建設する予定であるが熊川分水には影響がない。ここの熊川分水の保全・活用については今後も協議、検討していきたい。

(委員)

熊川分水の水が流れなくなったことはあるか。

(事務局)

→1年に数回程度、水が流れなくなることがある。取水口の管理は東京都だが、特に水量の調整はしていないとのこと。はっきりとした原因はわからない。

(委員)

水量は誰かが監視をしているのか。

(事務局)

→市が管理をしているわけではないので、地域の方々から連絡をもらっている。

(委員)

熊川分水の水利権は石川彌八郎さんがもっていたようだが、現在も権利は残っているのだろうか。

(事務局)

→残っているとは思いますが、正確なところはわからない。

(委員)

今回、景観重要資源への指定ということだが、熊川分水の水利権だとか実際の運用だとかも含めて情報を集めることが重要ではないか。

(事務局)

→文化財担当の部署で熊川分水に関する報告書は作成している。歴史的な文化遺産であるという位置づけは市としても認識している。

(委員)

片倉跡地については東京都へ指定について要望はしたのか。

(事務局)

→特にしていない。

(委員)

東京都への働きかけも重要だと考える。ぜひPRしていただきたい。

(委員)

田村分水についてはどう考えているのか

(事務局)

→今回の指定を第1号として、取組みを進めていくことは可能だと考えている。

(委員)

熊川分水の草木の手入れなどに、子どもたちも含めた市民の方たちが携わればもっと知ってもらえるのではないか。

(事務局)

→熊川分水に親しむ会の方々が中心となり、既に様々な事業を行っている。現在はまだまだできていないが、環境教育としてのアプローチも今回の指定によりしやすくなるのではないかと考えている。

(委員)

環境教育はまだまだ不足していると考えている。場所によっては雑草が生い茂ってしまうようなところもあり、ボランティアを募って、分水の管理に多くの市民の方々に携わってもらうことが重要だと考えている。

(事務局)

本日欠席されている委員の方より、熊川分水の景観保存の目的に、分水が本来機能していた役割の一部でも再現することも盛り込むべきとの御意見がありました。

(会長)

議案1について、原案どおり決定することについて御意義ございませんでしょうか。

(委員)

→異議なし。

(事務局)

会議録の要旨について、平成28年度第1回のものからホームページにて公開していく予定。今後は会議録が完成次第、委員の皆様へ郵送し御確認いただいたうえで順次公開していく予定である。

(会長)

現在玉川上水に関して、都庁でシンポジウムや展示会を実施するなど、活動が活発になっている。これは玉川上水を日本遺産、世界遺産にすることを目指したものである。熊川分水も同じく、景観重要資源の指定を機に、今後のあり方などについてより多くの市民の理解が広がる情報提供の場を市に企画してもらいたい。

また福生市まちづくり景観条例も含め、熊川分水を保全していくための制度やシステム作りを進めていただきたい。そのうえで市民が積極的に保全活動に参加できる環境を整備してもらいたい。文化財担当の部署にも協力していただいて、こうした保全の活動が維持・継続される仕組みづくりを進めてほしい。